

### 03 金融庁 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	0320010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	海外旅行会社に対する送客コミッションの支払方法 の簡素化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1026010
提案主体名	日本観光旅館連盟東京支部		

規制の所管・関係省庁	金融庁
根拠法令等	銀行法第2条第2項及び第4条第1項
制度の現状	<p>預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行う若しくは為替取引を行うことを銀行業と定義。銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ営むことができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>宿泊施設が海外旅行会社から送客を受ける場合に、その海外旅行会社から会社のクレジットカードのナンバーを受け取り、宿泊行為が完了したらその会社のコミッション分(10%)を差し引いた分(90%)を引き落とすことにより、コミッションの支払い(及び宿泊料の領収)を完了することができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>海外旅行会社から都内の宿泊施設が送客を円滑に受け入れられることにすることにより、訪都外国人700万人達成を目指す。これは、ビジット・ジャパン・キャンペーンで掲げる「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」や、アジア・ゲートウェイ構想促進にも資する。</p> <p>日本観光旅館連盟東京支部では、こうした目標の下、平成15年から東京都シティセールスに参加し、海外で旅行会社と商談を継続して行っている。また、旅フェアを始め、トラベルマートなどの商談会にも参加し、近年ではアジアの海外旅行会社との商談も増え、これまで300社を超える旅行会社と商談をした。ところが、これまでの海外旅行会社との商談会では、現実的なコミッションの送金方法がなく(少額なコミッションを海外に送金するには手数料が高い)商談はすべて不成立で終わっている。海外旅行会社は、コミッション収入で採算をとっているため、採算がとれないので「東京に安い宿はないと断ってしまう」という話すら聞いている。</p> <p>訪都外国人観光客には低価格の宿泊施設に対し依然高いニーズがあるが、そうした宿泊施設のあっせんや情報紹介がなされないことにより、都内や日本を観光したいと考えている外国人の潜在需要を取りこぼしているとなれば、こんなにもったいないことはない。</p> <p>「海外では実行しているから」と、海外旅行会社が提案する「カード番号からコミッション分を差し引いた金額を引き落とす」という方法ができれば、これまでの商談も成立し、訪都外国人客増加に寄与できる。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
信用秩序維持の観点から、為替取引に該当する場合には、金融機関以外の者に認めることは、慎重に考える必要がある。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	「為替取引に該当する場合には」とあるが、本提案事項は、為替取引に該当するのか。提案者によると海外における例があると聞か、その点は把握されているか。また右の提案主体からの意見も踏まえて、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	旅館が宿泊した外国人客から海外発行のカードで宿泊料の支払を受けた場合、その代金の請求はカードを発行した海外のカード会社に直接請求することは無い。すべて加盟している日本のカード会社に請求する。そして、その日本のカード会社から旅館の指定口座に請求金額が送金されてくる。日本のカード会社と海外のカード会社との間の決済は、カード会社は為替取引をすることができないので、送金では無くカード決済で行っていると聞いている。海外旅行会社のクレジットカード番号によって旅館が宿泊料を引き落とす場合、加盟する日本のカード会社に請求するので、この行為は為替取引に該当しないと思われませんが、いかがでしょうか。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	I
為替取引とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」と解されている。 ご提案の内容だけでは判断しかねるが、為替取引に該当しない限り、銀行法上の免許は不要である。				

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	I

### 03 金融庁 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	0320020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	貸金業の範囲からの除外の拡大	都道府県コード	32 島根県
		提案事項管理番号	1073010
提案主体名	海士町		

規制の所管・関係省庁	金融庁
根拠法令等	貸金業の規制等に関する法律第2条、 貸金業の規制等に関する法律施行令第1条
制度の現状	<p>金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として営もうとする者は、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地域活性化のため、一次産業新規参入者等に対する資金調達を目的に、自治体が交流のある都市住民に対し金銭貸借の媒介を行う場合、貸出者である都市住民は下記条件に合致したものについて「貸金業規制法」で定義される貸金業者には当たらないものとする。</p> <p>①一人一口であること。 ②金銭消費貸借契約の反復継続は行わない。 ③貸金に対して支払う利息は、当該地域の特産品をもってあてること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農業や漁業が担い手不足に悩む中、UI ターン者などによる新たな参入の動きが見られるようになった。農業や漁業を始めるためには、初期に相当の資金を必要とするが、民間からの資金調達が容易でなく、自治体も厳しい財政状況の中、支援することが困難な状況であり、資金確保が参入の障害となっている。一方、地域で活躍しようとする人材を資金面で支援しようという都市部住民の機運も高まりつつあり、これらをうまく活用していくため、平成18年に町と交流のある都市住民を対象に金銭貸借の媒介を行う「海士ファン・バンク」を立ちあげたが、管内財務事務所から貸金業規制法の第二条に抵触するとの指導があり、貸出者である都市住民に貸金業の登録をお願いするわけにもいかず、2回(12口)の募集でうち切った。貸金業の範囲からの除外が拡大できれば、地方を応援したいという都市住民からの貸出も可能となり、地方の活性化と交流の拡大に繋がると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	I、II
<p>貸金業法においては、資金需用者等の利益の保護を図るために、金銭の貸付け又は金銭の契約の媒介を「業として行う」者を適切な監督を行う必要があることから、登録制を設けているところ。</p> <p>「業として行う」とは、反復継続して社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものである場合を指すものと解されている。</p> <p>住民が一人一回限定で貸付けを行うような御提案のスキームにおいては、住民について貸金業法上の登録は必要ないものと考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	I、II

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	I、II

### 03 金融庁 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	0320030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	士業派遣の解禁(過疎地限定)	都道府県コード	13 東京都
	士業・・・弁護士・外国法律事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	提案事項管理番号	1055070
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	公認会計士法(第1条、第47条の2)等 労働者派遣事業関係事務取扱要領
制度の現状	「派遣元が監査法人(公認会計士を含む。)以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる公認会計士が公認会計士法第2条第1項に規定する業務を行わない場合には、労働者派遣を容認する」旨、平成17年10月21日付で構造改革特区推進本部決定されている。

求める措置の具体的内容	〇〇町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める
具体的事業の実施内容・提案理由	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。 過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をととして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	①…D ②…C	措置の内容	I
<p>①過疎地の住民が満足した社会サービスを受けていないとされる事項が具体的に何を意味するのか定かではないが、公認会計士法(以下「法」という)第2条第2項業務(財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談)を行なう場合については、既に労働者派遣事業関係業務取扱要領により、派遣会社による公認会計士の派遣を容認することとしたところである。</p> <p>②法第2条第1項業務(監査証明業務)は、財務書類の信頼性を確保することにより投資者等の保護を図ることを目的としており、監査人は何人からも独立していること及び独立性の保持に疑いを招く外観を有していないことが求められる。</p> <p>公認会計士が派遣先の会社の監査証明業務を行なうことは、被監査会社の指揮命令に服することとなるため、認められない。また、公認会計士が監査法人に派遣されて監査証明業務に従事する場合においては、派遣元との間で雇用関係・報酬受領関係が存在しており、独立性の観点から認められない。</p> <p>なお、監査人に求められる「独立性」については、国際会計士連盟の倫理規程においても「精神の独立性」及び「外観の独立性」のいずれをも確保すべきものと位置づけられている。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	①…D ②…C	「措置の内容」の見直し	I

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	①…D ②…C	「措置の内容」の再見直し	I

### 03 金融庁 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	0320040	プロジェクト名	土のクリーニング工場特区	
要望事項 (事項名)	中小企業の汚染土壌対策における問題解決の為の 緩和措置「少人数私募債」	都道府県コード	11 埼玉県	
		提案事項管理番号	1137030	
提案主体名	株式会社 ブツカン			

規制の所管・関係省庁	金融庁 法務省
根拠法令等	証券取引法第4条第1項
制度の現状	有価証券を新規に発行する時において発行価額の総額が1億円以上かつ50名以上に勧誘を行う場合には、有価証券届出書の提出義務が生じる。

求める措置の具体的内容	①会社法 第 702 条(社債管理者の設置)②証券取引法第 23 条、開示省令第 14 条の 15(告知義務)③証券取引法施行令第 1 条の 6(少人数向け勧誘に該当しないための要件)④証券取引法施行令第 1 条の 4(勧誘の相手方が多数である場合)⑤会社法 第 676 条に基づき、少人数私募債の 1 口最低社債額に対し、緩和措置を望むものです。
具体的事業の実施内容・提案理由	中小企業者のメッキ工場等、汚染土壌問題を抱える人々にとり、問題解決の可能な当該中間処理施設が可能となること、高額な工事費が負担となって、汚染土壌の改善・改良が行えない現状からの脱却(ブラウンフィールドからの脱却)となるための一助となるため、以下の①～⑤に対しての緩和措置を望むものです。①会社法 第 702 条(社債管理者の設置)は、【社債の金額が 1 億円以下である場合】は委託不要となっているが、これを、【社債の金額が 5 億円以下である場合】とすること②証券取引法第 23 条、開示省令第 14 条の 15(告知義務)において、【発行総額が 1 億円を超える場合】は文書で告知しなければならない。となっているが、これを【発行総額が 5 億円を超える場合】とすること③証券取引法施行令第 1 条の 6(少人数向け勧誘に該当しないための要件)において、【合計が五十名以上となることとする。】となっているが、これを【合計が五十名以上となることとする。但し、発行総額が 5 億円以下のものについてはこの限りではないものとする。】とすること④、証券取引法施行令第 1 条の 4(勧誘の相手方が多数である場合)においても、【五十名以上の者を相手方】となっているが、これを【五十名以上の者を相手方(但し、発行総額が 5 億円以下のものについてはこの限りではないものとする。)]とすること⑤会社法 第 676 条に基づき、少人数私募債の 1 口最低社債額は、【社債総額を社債の最低額で割った数が 49 以下】となっていますが、【社債総額を社債の最低額で割った数が 49 以下であるも、社債総額 5 億円以下の場合はこの限りでない。】とすること。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>ディスクロージャー制度は、自己責任原則のもと、投資家が十分な投資判断を行うことができるよう有価証券届出書等により投資家に情報を提供し、投資家保護を図るための制度である。資本市場の国際化、インターネットの活用により容易にかつ、広範囲に有価証券・取得勧誘を行うことが可能となったことから、少額な発行総額の有価証券の取得勧誘が行われており、このような有価証券の取得勧誘についても、投資者保護を図る必要があり、1億円の金額要件を引き上げることは困難である。なお、有価証券届出書の提出が必要なもののうち発行価額が1億円以上5億円未満の有価証券の募集においての有価証券届出書については、特例を設けて軽減されている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I